

発行日：平成23年12月
発行元：鎌ヶ谷市消費生活センター
消費生活センターだより（臨時号 vol.2）

注意してください！

突然自宅を訪れる貴金属等の買い取りサービスにご注意ください！

市民の方から、鎌ヶ谷市消費生活センターに寄せられた内容です



数日前、業者らしき人物が自宅を訪問し、『使わなくなった貴金属（金など）はないか？この場で買い取る』と言われた。

最近、全国的に、このような内容の相談が急増しています。

相談内容の多くは、「業者の勧誘が強引で怖かったから応じてしまった」、「買取価格が安すぎるので後日解約を申し出たらできないと言われた」、「買取の際に健康保険証の番号を書かされたが大丈夫か」というものです。

このような場合、業者の連絡先が分からなかったり、クーリングオフが難しいなど、いったん業者の手に渡ったら取り戻せないことが多いため、訪問業者の話を聞かないで、まず、鎌ヶ谷市消費生活センターもしくは最寄りの警察署にご連絡ください。

鎌ヶ谷市消費生活センター（鎌ヶ谷市商工振興課内）

電話445-1141 内線288

鎌ヶ谷警察署

電話444-0110

【国民生活センターからの情報（ホームページ）】

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101221_2.html